

栃高体連第 65 号  
令和 3 年 9 月 10 日

各 加 盟 校 長 様  
各 競 技 専 門 部 長 様  
各 地 域 支 部 長 様  
各 競 技 専 門 部 委 員 長 様

栃木県高等学校体育連盟  
会長 丸 茂 博

国ステージ4（緊急事態措置）における県高体連の対応について（令和3年9月10日時点）

標記の件、当連盟主催事業等の対応については令和3年8月18日付け栃高体連第58号にて通知済みですが、このたび国による緊急事態宣言が当面9月30日まで延長されることを受け、9月13日から30日までの間における対応を、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

なお、感染の状況に応じて期間や内容を変更する場合がありますことをお含みおきください。

#### 記

- 1 原則として中止または延期とする。
- 2 当連盟ガイドラインに示された感染防止対策を講じて運営することが可能であることを前提として、以下に示すいずれかの条件を満たす大会については開催を検討することができる。開催の検討にあたっては、関係競技専門部、県教育委員会、高体連事務局の三者による協議の上、関係競技専門部長または関係地域支部長が判断を行う。
  - (1) 全国高体連・関東高体連・中央競技団体等が主催する、全国あるいは関東ブロック等上位大会の予選を兼ねていること。ただし、上位大会が中止と判断された場合を除く。  
※ 代表選出に際して、大会を実施せずに、ポイント・ランキング・公式記録等を用いた公正な代表選考を行うことが可能である場合は、その選出方法を優先する。
  - (2) 令和3年8月18日付け栃高体連第58号通知を受け、既に一度延期とした県新人大会（上位大会の県予選でないもの・支部大会を除く）のうち、当該期間内から更に延期を行うことが困難なものについては、生徒の成果発表の機会を適切に確保する観点から、開催を検討することができるものとする。
- 3 当連盟ならびに県競技力向上対策本部が主催となる、高等学校運動部活動支援事業（指導者育成事業および運動部活動振興事業）については、中止または延期とする。
- 4 会議ならびに委員会等の開催については別途検討する。

栃木県高等学校体育連盟事務局

TEL 028-612-5290

FAX 028-612-5291